

## ○外国人留学生規則

〔平成 16 年 4 月 1 日〕  
規則 第 18 号

最終改正平成 31 年 3 月 6 日

### 外国人留学生規則

(趣旨)

第 1 条 鈴鹿工業高等専門学校学則(平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。)第 61 条

第 2 項の規定に基づき、外国人留学生(以下「留学生」という。)の入学及び教育課程その他に関し、必要な事項を定める。

(入学)

第 2 条 留学生は、原則として第 3 学年に入学を許可するものとする。

2 国費外国人留学生は、定員外とする。

(教育課程)

第 3 条 留学生の教育課程は、学則第 26 条に規定する教育課程及び特別に編成された教育課程(以下「特別課程」という。)によるものとする。

2 特別課程を履修する者は、学則別表第 1 の第 3 学年以降に配当される自然科学、外国語及び保健体育に関する授業科目以外の授業科目を履修した者とみなす。

3 特別課程の編成は、留学生の在籍する学科の長及び留学生指導教員の協力を得て教務主事が行い、教務委員会の議を経て、校長が承認するものとする。

(授業料等)

第 4 条 国費外国人留学生については、授業料、入学料及び検定料は徴収しない。

(留学生指導教員)

第 5 条 留学生の学習及び生活に関して、必要な指導と助言を行うため、各留学生に対応して留学生指導教員(以下「指導教員」という。)を置くものとする。

2 指導教員は、留学生の在籍する学級の担任をもって充てるものとする。

(留学生相談員)

第 6 条 留学生に対し、学校生活及び学習等について助言を与えるため、原則として入学後最初の 2 年間について各留学生に対応して留学生相談員(以下「チューター」という。)1 名を置くものとする。

2 チューターは、原則として寮生で当該留学生と同一学級に在籍する学生の中から指導教員の推薦に基づき校長が委嘱するものとする。

3 チューターは、留学生の学校生活及び学習等について、必要に応じて指導教員等に連

絡し、その指導を受けるものとする。

(住居)

第7条 留学生は、原則として学寮に居住するものとする。ただし、寮務委員会で承認を得た場合及び閉寮期間中は、この限りではない。

(事務処理)

第8条 留学生に関する事務は、学生課において処理するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学則等の学内規則を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。